

「ブロック塀等改善事業」を創設します

平成30年6月の大阪府北部における地震によるブロック塀の倒壊による被害が発生したことを受けて、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、コンクリートブロック塀等の所有者が実施する除却などの改善工事費を補助する制度を創設します。

制度の概要

- 補助金を申請できる方：ブロック塀等の所有者又は管理者で、個人の方
- 補助制度の運用期間：平成30年10月4日から平成33年度末まで
特例として、大阪府北部における地震が発生した6月18日以降から制度開始前までにブロック塀等を除却した場合でも、写真や資料等で確認できるものは、遡って補助の対象となる場合があります。（特例制度の申請の受付は12月28日まで）
- 対象となる工事：ブロック塀等の除却、または除却+軽量なフェンス等の新設

補助事業の対象

- 除却工事は、道路に面した、高さ1m以上のコンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、万年塀、組積造の塀等で、安全性が確認できないもの。（※1）
- 新設工事は、アルミフェンスなどの軽量なフェンスまたは生垣を設置する場合。
- 他の制度で補助対象となるものは原則として除きます。（裏面参照）

（※1）①通学路上の既存ブロック塀等の調査で、横浜市の技術職員が現地をチェックし改善の必要があると判断されたもの。
 ②市職員や市が委託した専門家が現地を確認し、改善の必要があると判断されたもの。



コンクリートブロック塀

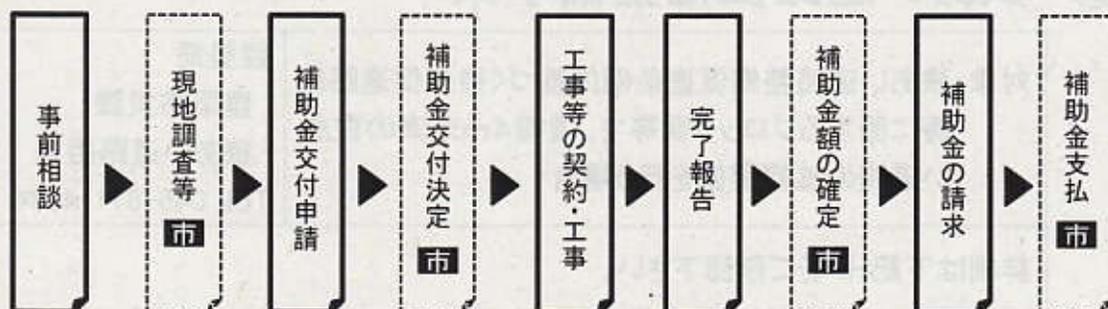


万年塀



組積造の塀

手続きの主な流れ



※市は市が行う手続き

窓口

横浜市建築局 建築防災課

☎045-671-2930（受付時間 平日 8時45分～12時・13時～17時15分）

ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/block/>

まずはご相談ください！

横浜市 ブロック改善 検索

既存の補助制度

- ブロック塀の改善に関する既存事業の補助制度です。
- 以下の既存制度の対象に該当する場合は、原則として新しい補助制度である「ブロック塀等改善事業」の対象外となります。
- ブロック塀等の改善にあたり、どの事業をご利用になれるか、事前相談でお答えいたします。詳しくは、建築局建築防災課(045-671-2930)までお問い合わせください。

① 身近なまちの防災施設整備事業補助

対象:地震火災対策方針における重点対策地域・対策地域内(※2)の道路に面するブロック塀等 ■自治会等からの要望書を不要にしました。	都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL 045-671-3595
--	---

詳細は下記HPをご確認下さい。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/midika/20150602222134.html>

(※2) 下記()内の区の一部地域で、建築基準法第42条第1項に規定する道路に面するものが対象になります。

(鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・磯子区・金沢区・港北区・戸塚区・泉区)

② 狭あい道路拡幅整備事業

対象:狭あい道路整備促進条例に基づく整備促進路線等に面するブロック塀等で、道幅4m未満の狭あい道路の拡幅整備を行う場合	建築局 建築防災課 狭あい道路担当 TEL 045-671-4544
---	---

詳細は下記HPをご確認下さい。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoaidouro.html>